

川根本町訪問看護ステーション 指定（介護予防）訪問看護運営規程

（事業の目的）

第1条 川根本町が設置する川根本町訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態及び介護予防にあつては要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

第2条 事業所が実施する指定訪問看護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の居住する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

第3条 事業所が実施する指定介護予防訪問看護事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 利用者の居住する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：川根本町訪問看護ステーション
- (2) 所在地：静岡県榛原郡川根本町上長尾 627

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な事業が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 看護師 常勤換算 2.5名以上（管理者兼務を含む）

看護職員は、主治医の指示等を踏まえて作成した指定（介護予防）訪問看護計画書に基づきサービスの提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時00までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。
なお、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 事業所で行うサービスは、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 指定（介護予防）訪問看護計画の作成及び利用者又はその家族への説明
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

サービスの内容

- ①健康状態の観察
- 血圧、体温、脈拍、呼吸の観察
 - 病状の観察と相談
 - 健康相談 など
- ②日常生活の看護
- 身体清潔のケア
 - 排泄のケア
 - 褥瘡予防
 - 療養環境の整備
 - 安全対策、感染対策
- ③医療的処置行為
- 創傷および褥瘡処置
 - 喀痰の吸引・管理
 - 尿道留置カテーテル・自己導尿の管理ケア
 - 人工肛門・人工膀胱の管理ケア
 - 胃瘻・経管栄養管理ケア
 - 在宅酸素療法や人工呼吸器の管理ケア
 - 点滴
 - 排泄管理ケア（浣腸・摘便）
 - 腹膜透析管理
- ④がん患者の看護
- 疼痛コントロールに関すること
 - 精神心理的な看護ケア
- ⑥介護相談（介護者に対して）
- 病状、介護、日常生活に関する相談
 - 介護者および家族の健康相談、精神的支援
 - 医療福祉サービスなど社会資源の紹介
 - 安全対策、感染管理に関する対応の説明
 - 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導 など

⑦精神・心理的な看護

- 認知症の介護相談
- 不安な精神心理状態のケア
- 生活リズムの取り方
- 事故防止ケア

⑧その他

- 在宅リハビリテーション看護
- 服薬ケアおよび相談の世話

- (2) 指定（介護予防）訪問看護計画書に基づく（介護予防）訪問看護
- (3) 指定（介護予防）訪問看護報告書の作成

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業所は基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づく指定（介護予防）訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、以下の額の支払いを利用者から受けるものとする

交通費	実費
町内	無料
町外	100円/km

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、静岡県川根本町とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡をし、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情対応)

第11条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定（介護予防）訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修 採用後3ヵ月以内

継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供をさせないものとする。

5 事業所は、指定（介護予防）訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は川根本町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。